



消費者委員会 総務省説明資料

令和5年6月29日
総合通信基盤局
電気通信事業部
消費者行政第二課

これまでの経緯

- 平成17年4月、議員立法により「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」が成立。(平成17年法律第31号)
- 「レンタル携帯電話事業者による本人確認の厳格化等」を内容とする改正法が平成20年6月成立。同年12月から施行。

携帯電話不正利用防止法の概要

◇ 契約者の管理体制の整備の促進 及び 携帯音声通信サービスの不正利用の防止のため、以下を措置

1. 契約締結時・譲渡時の本人確認義務等

- ・ 携帯電話事業者及び代理店に対し、① 運転免許証等の公的証明書等による契約者の本人確認とともに、② 本人確認記録の作成・保存（契約中及び契約終了後3年間）を義務付け。

2. 警察署長からの契約者確認の求め

- ・ 警察署長は、犯罪利用の疑いがあると認めたときは、携帯電話事業者に対し契約者確認を求めることが可能。また、本人確認に応じない場合には、携帯電話事業者は役務提供の拒否が可能。

3. 貸与業者の貸与時の本人確認義務等

- ・ 相手方の氏名等を確認せずにレンタル営業を行うことを禁止。① 運転免許証等の公的証明書等による契約者の本人確認とともに、② 本人確認記録の作成・保存（契約中及び契約終了後3年間）を義務付け。

4. 携帯電話の無断譲渡・譲受けの禁止

- ・ 携帯電話事業者の承諾を得ずに譲渡することを禁止。

5. 他人名義の携帯電話の譲渡・譲受けの禁止

- 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(平成19年法律第22号)は、犯罪による収益の移転の防止を図り、国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的として制定(平成20年3月1日施行)。
- 特定事業者^(※)に対して、顧客等の取引時確認、疑わしい取引の届出等を義務付け。
※ 金融機関、ファイナンスリース業者、クレジットカード業者、弁護士、司法書士、公認会計士等(特定事業者により義務等は若干異なる)。
総務省関係では、電話受付代行業者、電話転送サービス事業者、行政書士、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が該当。

犯罪による収益の移転防止に関する法律の概要

◇ 特定事業者に対して、以下の事項について義務づけ。

1. 取引時確認義務

- ・ 運転免許証等の公的証明書等による顧客等の①氏名・名称、②住居・本店又は主たる事務所の所在地、③生年月日、④取引を行う目的、⑤職業・事業内容、⑥実質的支配者の確認を義務づけ。
- ・ マネー・ローンダリングに利用されるおそれが特に高い取引(ハイリスク取引)については、上記確認事項に加え、その取引が200万円を超える財産の移転を伴うものである場合には「資産及び収入の状況」の確認も義務づけられている。

2. 確認記録の作成・保存義務

- ・ 取引時確認を行った場合には直ちに確認記録を作成し、当該契約が終了した日から7年間保存することを義務づけ。

3. 取引記録の作成・保存義務

- ・ 特定業務に係る取引を行った場合若しくは特定受任行為の代理等を行った場合には、直ちにその取引等に関する記録を作成し、当該取引又は特定受任行為の代理等が行われた日から7年間保存することを義務づけ。

4. 疑わしい取引の届出

- ・ 特定業務に係る取引について、①当該取引において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、②顧客等が当該取引に関し組織的犯罪処罰法第10条の罪若しくは麻薬特例法第6条の罪に当たる行為を行っている疑いがあるかどうかを判断し、これらの疑いがあると認められる場合に、行政庁に対して疑わしい取引の届出を行うことを義務づけ。

5. 取引時確認等を的確に行うための措置

- ・ ①取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるとともに、②使用人に対する教育訓練の実施、顧客管理措置の実施に関する内部規程の策定、顧客管理措置の責任者の選定等の措置を講ずるよう努めなければならない(努力義務)。

データ通信専用SIMカードについては、携帯電話不正利用防止法の対象ではなく、本人確認義務がかかっていないが、事業者団体における申合せに基づき、自主的な本人確認が実施されている。

• 一般社団法人 電気通信事業者協会 (TCA)

平成23年に、原則音声契約と同一の本人確認方法によりデータ通信契約の受付を行うことを旨とする「自主的取組に係る申し合わせ書」を締結し、令和2年3月に更新。

• 一般社団法人 テレコムサービス協会 MVNO委員会

令和3年3月に、同委員会加盟のMVNOの自主的な取組として、SMS 機能付きデータSIM 契約時の本人確認について、音声SIM 契約時と同一の本人確認を実施する方針を申し合わせた旨を公表。

【参考】「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」
(令和5年3月17日 犯罪対策閣僚会議決定)

2 「実行を容易にするツールを根絶する」ための対策

(3) 悪用されるSMS機能付きデータ通信契約での本人確認の推進

契約時の本人確認が義務化されていない S M S 機能付きデータ通信専用 S I M カード について、電気通信事業者に対して、契約時における本人確認の実施を更に推進する。また、S M S 機能付きデータ通信専用 S I M カードについて、「闇バイト」等情報の発信や犯行の指示等の手段への利用を含め 不正利用の実態について分析を行い、これを踏まえて、制度改正を含めた検討を行う。